

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和6年8月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市児童手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市児童手当の支払日等に関する規則（平成16年秋田市規則第51号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「（法附則第2条第1項の給付を含む。以下同じ。）」を削る。

第2条第2項中「（法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項の給付の支給に係る改正前の秋田市児童手当の支払日等に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。